

使用薬剤の薬価（薬価基準）の一部を改正する件

○厚生労働省告示第百七十号

診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の規定に基づき、使用薬剤の薬価（薬価基準）（平成二十年厚生労働省告示第六十号）の一部を次の表のように改正し、令和二年二月一日から適用する。ただし、同年一月三十一日以前に行われた療養に関する費用の額の算定については、なお従前の例による。

令和元年十一月十八日

厚生労働大臣 加藤 勝信

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
別表 第1部 (略) 第2部 注 射 薬 品 名 規 格 単 位 薬 価 円 (あ) ~ (か) (略) (き) キイトルーダ点滴静注20mg 20mg0.8mL 1 瓶 <u>63,077</u> キイトルーダ点滴静注100mg 100mg 4 mL 1 瓶 <u>306,231</u> (略) (く) ~ (わ) (略) 第3部~第6部 (略)	別表 第1部 (略) 第2部 注 射 薬 品 名 規 格 単 位 薬 価 円 (あ) ~ (か) (略) (き) キイトルーダ点滴静注20mg 20mg0.8mL 1 瓶 <u>76,491</u> キイトルーダ点滴静注100mg 100mg 4 mL 1 瓶 <u>371,352</u> (略) (く) ~ (わ) (略) 第3部~第6部 (略)